

## 佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び資源化（以下「ごみの減量化等」という。）を目的として、市民の自主的なごみの減量化等を支援するため、学校、住民団体等が主催する講習会等に、ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「講習会等」とは、市民又は事業者により組織された団体が、ごみの減量化等を目的として主催する講習会、講演会及び研修会をいう。

(アドバイザーの職務)

第3条 アドバイザーの職務は、講習会等において、ごみの減量化等に関する指導及び情報の提供等を行なうこととする。

(アドバイザーの任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(アドバイザーの登録)

第5条 市長は、ごみの減量化等に関する有識者又はごみのリサイクル活動を実践している者のうちから適当と認められる者をアドバイザーとして、登録するものとする。

(アドバイザーの派遣対象)

第6条 アドバイザーの派遣対象となる講習会等は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、同一団体の講習会等は、年間2回までとする。

- (1) 市内において開催されるもので、市民を対象に開催されるものであること。
- (2) 参加者が、概ね10名以上のものであること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とするものでないこと。

(アドバイザーの派遣要請等)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとするときは、原則として開催日の1ヶ月前までに、ごみ減量アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請をするものとする。

(アドバイザーの派遣)

第8条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内でアドバイザーとして登録された者の中から参加者が30名未満の講習会及び30名以上で実技を伴わない講習会には申請内容に適した者1名、30名以上の実技を伴う講習会には申請内容に適した者2名以内を選任し、ごみ減量アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、派遣するものとする。

(アドバイザー派遣の実績報告)

第9条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から10日以内にごみ減量アドバイザー派遣実績報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(アドバイザーへの謝礼等)

第10条 市長は、第8条の規定に基づき派遣したアドバイザーに対して謝礼として1回につき5,000円を支払い、高島町、黒島町又は宇久地区で開催される講習会等については、交通費及び宿泊費相当額(宿泊した場合に限る。)を併せて支払うものとする。

2 前項の規定により謝礼等の支払を受けたアドバイザーは、本市以外のものから謝礼等を受けてはならない。

3 市は、アドバイザーが講習会等で使用する生ごみの堆肥化を行うために必要な別表1に定める支給対象物資を、その内容を審査のうえ、別表2に定める額を限度として、予算の範囲内で支給する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

別表1 (第10条関係)

支給対象物資	ぼかし(ぼかしを作成するためのEM菌、籾殻、米ぬか及び油かすを含む。)竹パウダー、牡蠣殻石灰等
--------	---

別表2 (第10条関係)

講習会等の参加者数	支出限度額
20人以下	2,000円
21人以上40人以下	3,000円
41人以上60人以下	4,000円
61人以上	5,000円